

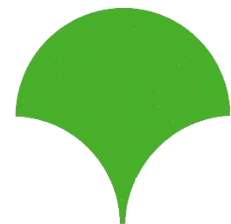
# 介護サービス事業所等物価高騰緊急対策事業

この資料は、令和4年12月20日（火）に実施したWEB説明会の資料から事業概要及び実績報告の部分を抜粋したものです。

実績報告書等の提出方法については、各申請事業者宛てに送付している通知を御確認ください。

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金 WEB説明会

東京都福祉保健局 高齢社会対策部 施設支援課  
令和4年12月20日（火）



東京都

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（目的等）

## 目的

- 物価高騰等に直面する都内の高齢者施設を支援することを目的として、「物価高騰対策支援金」を支給します。
- 低所得者への補足給付を支給するためなど、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者に価格転嫁できないため、物価高騰分に相当する額の支援金を支給するものです。

## 対象期間

- 令和4年10月1日から令和5年3月31日（最大182日）

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（対象施設）

## 対象施設

### 施設種別

介護老人福祉施設

介護老人保健施設

介護医療院

養護老人ホーム

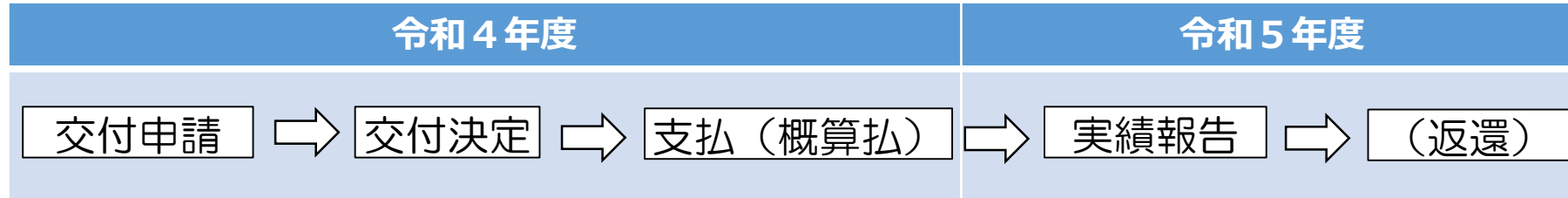
軽費老人ホーム

### 対象外

- 上記対象の施設種別であっても、「公設公営、公設民営の施設」及び「地域密着型（定員29名以下）の施設」は対象外
- 都市型軽費老人ホームは対象外

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（支給額等）

## 手続の流れ



## 支給額

$$\text{支給額} = \left[ \begin{array}{l} \text{食費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数※} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{食費の基準単価} \\ \text{(61円)} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{光熱費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数※} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{光熱費の基準単価} \\ \text{(94円)} \end{array} \right]$$

※交付申請時は、以下の方法で概算で算出して申請して頂きます。

施設全体の合計日数 = 対象者数（過去最大対象者数等） × 対象日数（最大日数182日等）

ただし、実績報告に伴って返還が生じることがあるため、あらかじめ御了承ください。

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（対象者）

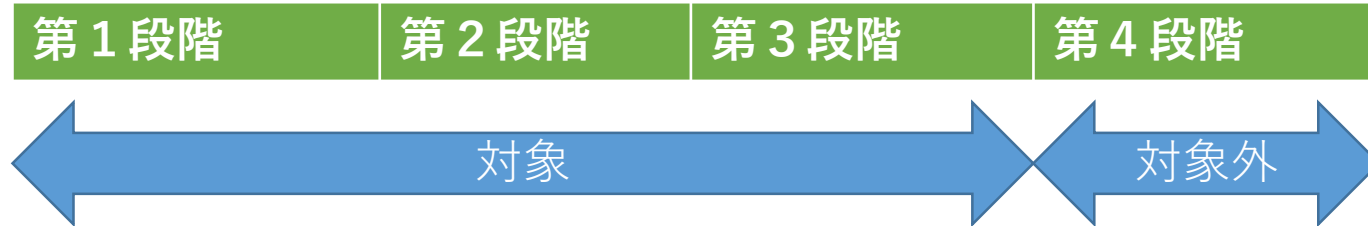
## 対象者

ア 介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院

「特定入所者介護サービス費対象者（負担限度額認定証の交付を受けている利用者）」

⇒ 利用者負担段階：第1段階、第2段階、第3段階が対象

※第4段階は対象外



※低所得者（利用者負担第1段階から第3段階）への補足給付を支給するため、平均的な費用の額等を勘案して居住費、食費の基準額が定められている高齢者施設は、物価高騰分を利用者（利用者負担第1段階から第3段階）に価格転嫁できないため。

イ 軽費老人ホーム、養護老人ホーム

全ての入所者（ただし、養護老人ホームに契約入所している方は除く）

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（併給）

## 区市町村補助事業等と都補助事業との併給について

区市町村の補助事業等と対象経費が重複する場合、事業者にいずれの補助に申請するかを判断いただくこととなります。

区市町村の補助事業等と都補助の併給が可能なケースについて以下のとおりです。

### ○パターン1

区市町村補助事業等が、対象経費を定めていない補助・給付金等

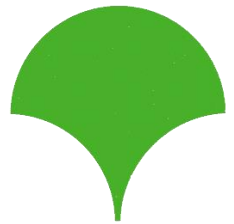
（例：施設種別あたりの定額補助で、個別経費に対する補助でない場合等）

### ○パターン2

区市町村補助事業等の対象経費に都の補助対象経費（光熱費、食費）を含んでいない補助等

### ○パターン3

区市町村補助事業等の対象経費として都の補助対象経費（光熱費、食費）も申請できるが、補助申請の際に都の補助対象経費を除いて申請している場合



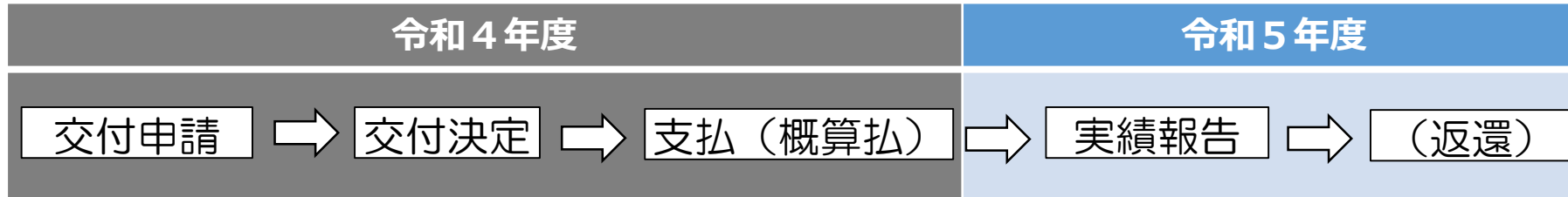
東京都

実績報告

# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（実績報告①）

実績報告について

実績報告書等の提出方法については、各申請事業者宛てに送付している通知を御確認ください。



実績報告：交付決定を受けた全ての施設で提出が必要です。

返還：交付決定を受けたほとんどの施設で返還の手続きが必要となると見込んでおります。

実績報告に向けてご準備頂きたいこと

$$\text{実績報告額※} = \left[ \begin{array}{l} \text{食費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{食費の基準単価} \\ \text{(61円)} \end{array} \right] + \left[ \begin{array}{l} \text{光熱費に係る} \\ \text{施設全体の合計日数} \end{array} \right] \times \left[ \begin{array}{l} \text{光熱費の基準単価} \\ \text{(94円)} \end{array} \right]$$

$$\text{返還額} = \text{概算交付額（交付決定額）} - \text{実績報告額}$$

※交付決定額を超えた実績報告額として、追加交付を受けることはできません。

⇒「食費に係る施設全体の合計日数」及び「光熱費に係る施設全体の合計日数」の算出が必要です。



# 特別養護老人ホーム等物価高騰緊急対策支援金（実績報告②）

## 施設全体の合計日数の算出について

「食費に係る施設全体の合計日数」＝「対象期間中の対象者全員の対象日（食費）※1の合計日数」

「光熱費に係る施設全体の合計日数」＝「対象期間中の対象者全員の対象日（光熱費）※2の合計日数」

※1 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院：特定入所者介護サービス費のうち、食費の支給対象日  
養護老人ホーム：措置費のうち、生活費の支払対象日  
軽費老人ホーム：生活費の徴収対象日

※2 介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護医療院：特定入所者介護サービス費のうち、居住費の支給対象日  
養護老人ホーム：措置費のうち、生活費の支払対象日  
軽費老人ホーム：生活費の徴収対象日

（例） 「光熱費に係る施設全体の合計日数」の算出方法

	各月の対象日数（光熱費）						合計
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
対象者A	31日	30日	31日	31日	28日	31日	182日
対象者B	31日	6日	31日	31日	28日	31日	158日
対象者C	0日	0日	31日	31日	28日	31日	121日
対象者D	31日	30日	31日	31日	0日	0日	123日
合計	93日	66日	124日	124日	84日	93日	584日

⇒ 光熱費に係る  
施設全体の合計日数 ⇒ 584日